

熊本県公報

第 1 1 4 8 5 号
平成 18 年 11 月 27 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更.....(道路保全課) 1
- 道路の供用開始.....(") 1
- 漁船保険義務加入の同意の承認(畠口加入区).....(団体支援総室) 2
- " (五和町加入区).....(") 2

公 告

- 県有財産の売却.....(管財課) 2
- 換地計画認可申請に対する適否決定.....(農村整備課) 3
- " (") 3
- 県営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課) 3
- 県営土地改良事業計画変更の決定.....(") 4
- 土地改良事業計画変更の認可.....(") 4
- 県営土地改良事業計画変更の決定.....(") 4

登 載 依 頼

- 交通実態調査分析委託業務入札公告.....(交通規制課) 4

告 示

熊本県告示第 1187 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本田原 坂線	熊本市上熊本三丁目 同 所 492 番 5 地先から 660 番 地先まで	前	15.9	136.0	池亀踏切 仮設道路 の区域変 更
			後	16.4		
			前	~ 16.5		
			後	~ 21.5	136.0	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 27 日

熊本県告示第 1188 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字村之前	81.5	単道改
		612 番地先から 同町大字告字大丸		
		547 番地先まで		
		葦北郡芦北町大字告字大丸	97.5	
543 番地先から 同 所				
		542 番地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1189 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 11 月 27 日熊本県告示第 917 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 11 月 26 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

畠口加入区

熊本県告示第 1190 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 11 月 27 日熊本県告示第 918 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 11 月 26 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

五和町加入区

公 告**熊本県公告第 847 号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
 熊本市沖新町字白川尻 4944 番 2、4944 番 21
 地目 雑種地 地積 合計 29,367 平方メートル
 最低売却価格 6,099,000 円
- 2 入札期日
 平成 18 年 12 月 25 日（月）午前 10 時
- 3 入札場所
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。

のとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

7 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの

8 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出方法 持参又は郵送による。

提出期限 平成 18 年 12 月 22 日(金) 午後 5 時

(郵送の場合は提出期限までに必着)

提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課

9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人の場合 印鑑証明書
- (2) 法人の場合 印鑑証明書
- (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状

10 その他

- (1) 契約締結期限 平成 19 年 1 月 15 日(月)
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 別途指定する。
- (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話 096-333-2122)

熊本県公告第 848 号

小野地区土地改良事業共同施行代表者中村節男から認可の申請があった小野地区の換地計画については、平成 18 年 11 月 17 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 11 月 28 日から
平成 18 年 12 月 25 日まで
- 2 縦覧の場所 西原村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 849 号

よな子地区土地改良事業共同施行代表者緒方忠義から認可の申請があったよな子地区の換地計画については、平成 18 年 11 月 17 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 11 月 28 日から
平成 18 年 12 月 25 日まで
- 2 縦覧の場所 南阿蘇村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 850 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195

号) 第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	鹿本北部 (枝川内工区) (山鹿市)	平成 15 年 3 月 26 日	平成 18 年 3 月 15 日	熊本県

熊本県公告第 851 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営上井手大津地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営上井手大津地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 18 年 11 月 28 日から平成 18 年 12 月 25 日まで
- 縦覧場所
菊陽町役場
大津町役場

熊本県公告第 852 号

平成 18 年 8 月 16 日付けで天草市本渡土地改良区理事長塩田實治から申請のあった方原地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 11 月 17 日付けで認可した。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 853 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営藤井川北地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類
変更後の県営藤井川北地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 18 年 11 月 28 日から平成 18 年 12 月 25 日まで
- 縦覧場所
山鹿市役所

登載依頼

熊本交規公告第 771 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 競争入札に付する事項
 - 委託業務の名称
交通実態調査分析委託業務
 - 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 委託期間
契約を締結した翌日から平成 19 年 3 月 15 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、交通実態調査分析委託業務に要する費用とする。
 - イ 入札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年 10 月 18 日告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 11 月 17 日（金）から平成 18 年 12 月 5 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 18 年 11 月 17 日（金）から平成 18 年 12 月 12 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部交通規制課管制第二係（県庁警察棟 8 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 5233
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 18 年 11 月 17 日（金）から平成 18 年 12 月 12 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 交付場所
5 に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 12 月 19 日 (火) 午前 10 時 30 分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 12 月 18 日 (月) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
10 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。